湖西市告示第 188 号

湖西市基幹相談支援センター業務委託実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 29 日

湖西市長　田内　浩之

# 湖西市基幹相談支援センター業務委託実施要綱

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下本則において「法」という。）第 77 条の 2 第 1 項の基幹相談支援センター（以下本則において「センター」という。）に係る同条第 3 項の規定による委託（以下「センター業務委託」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（委託事業等）

第 3 条　センター業務委託により委託する事業及び業務（以下「委託事業等」という。）は、次に掲げるものとする。

(1)　市内に居住する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）及びその家族等に対する次に掲げる事業及び業務

ア　法第 77 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事業

イ　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 9 条第 5 項第 2 号及び第 3 号、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 9 条第 5 項第 2 号及び第 3 号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 49 条第 1 項の規定に基づく相談等の業務

(2)　市内において相談支援又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に従事する者に対し、これらの者が行う一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は同項に規定する障害児相談支援事業（以下この号及び第 6 条第 1 項において「相談支援事業」という。）に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務（相談支援事業に従事する者の研修に係る実習の受入れを含む。）

(3)　湖西市障害者支援協議会に係る関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

2　委託事業等の利用料は、無料とする。

（センターの設置）

第４条　市長は、委託事業等の実施のため、法第 77 条の２第４項の規定により、センター業務委託を受けた者（以下「受託者」という。）にセンターを設置させるものとする。この場合において、同項の規定による届出は、基幹相談支援センター設置届出書（様式第１号）又はこれに準じて作成する届出書により、湖西市福祉事務所長（以下本則において「所長」という。）に対してさせるものとする。

2　市長は、前項の届出に係る事項に異動があるとき又はセンター業務委託が終了し、若しくはセンター業務委託を廃止したときには、受託者に基幹相談支援センター変更・廃止届出書（様式第２号）により、所長に対して届出をさせるものとする。

（人員体制）

第５条　市長は、前条第１項の規定により受託者が設置するセンターに、次の各号に掲げるいずれかの職種の資格を有し、かつ、都道府県が実施する主任相談支援専門員研修を修了した者を１人以上配置させるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(1)　精神保健福祉士

(2)　社会福祉士

(3)　保健師

(4)　介護支援専門員

（実習の受入れ）

第６条　第３条第１項第２号の実習の受入れを希望する相談支援事業者（相談支援事業を行う者をいう。次項において同じ。）は、受託者へ申込みを行うものとする。

2　前項の申込みに係る実習の受入れの可否の決定及び当該申込みをした相談支援事業者に対する当該決定の通知は、受託者が行うものとする。この場合において、市長は、当該決定前に、受託者に所長の意見を求めさせるものとする。

3　第 1 項の申込みの方法及び前項の通知の方法は、市長及び受託者が協議して定める。

（受託者の遵守事項）

第７条　市長は、センター業務委託の実施に当たっては、受託者に次の事項を遵守させるものとする。

(1)　障害者等の意思及び人格を尊重するとともに、障害者等に提供される福祉サービス等が、特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう公正中立に行わなければならないこと。

(2)　相談支援等に関する記録を整備し、支援をした日から 5 年間保存しなければならないこと。

(3)　職務上知り得た個人情報を適切に管理し、保護するための措置を講じなければならないこと。

(4)　委託事業等の果たすべき役割の重要性に鑑み、事業等の実施のための技術の向上を図るため、各種研修会への参加、他の職種との交流等の機会の創出に努めなければならないこと。

(5)　委託事業等の実施中に事故が発生した場合は、対象者の関係者への連絡等必要な措置を講じるとともに、速やかに所長に対して報告しなければならないこと。

(6)　委託事業等の対象者その他関係者から苦情を受けた場合は、適切かつ迅速に対応するとともに、その内容及び対応状況を記録し、必要に応じて所長に報告しなければならないこと。

（報告の徴収）

第8条　所長は、委託事業等の毎月の実施状況及び利用状況については毎月10日までに、4月1日から翌年3月31日までの実施状況及び利用状況については当該日後速やかに、受託者から報告を徴するものとする。

（補則）

第9条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

# 基幹相談支援センター設置届出書

年　　月　　日

（宛先）　湖西市福祉事務所長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2 第 4 項の規定により、基幹相談支援センターの設置について、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 基幹相談支援センター | 名称 | | |
| | 所在地 | | |
| | 設置予定年月日 | | |
| | 開所日・開所時間 | 曜日　　時　　分　～　　時　　分 | |
| | 関係書類 | 定款、寄附行為等その登記事項証明書<br>施設平面図 | |
| | 担当区域 | | |
| 職員 | 職種 | | |
| | 員数 | | |
| | 関係書類 | 職員の氏名、生年月日、住所及び経歴 | |
| 届出者 | 法人名称 | | |
| | 法人種別 | | |
| | 主たる事業所 | 所在地 | |
| | | 連絡先 | |
| | 代表者 | 職名 | |
| | | 氏名 | |
| | | 生年月日 | |
| | | 住所 | |

様式第２号（第４条関係）

# 基幹相談支援センター変更・廃止届出書

年　　月　　日

（宛先）　湖西市福祉事務所長

所 在 地
名　　称
及び
代表者名

湖西市基幹相談支援センター業務委託実施要綱第４条第２項の規定に基づき、基幹相談支援センターに係る　変更　・　廃止　を下記のとおり届け出ます。

記

| | | |
|---|---|---|
| 名　　称 | | |
| 変　更<br>内　容 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 変更・廃止<br>年　月　日 | 年　　月　　日 | |
| 備　　考 | | |

備考　変更の場合は、変更の内容が分かる書類を添付すること。